

## 工事中の消防計画

工事施工者 \_\_\_\_\_

工事統括防火責任者 \_\_\_\_\_

防火管理者 \_\_\_\_\_

(目的)

第1条 この計画は、\_\_\_\_\_ 工事における防火管理者について必要な事項を定め、工事に伴う火災等の災害を予防し、仮使用部分及び工事中の部分の安全を確保することを目的とする。

(工事従事者等の義務)

第2条 工事に従事する者及び資機材搬入等のため出入りする者は、この計画を遵守し、火災等の災害の防止に努めなければならない。

(工事統括防火責任者及び防火責任者)

第3条 防火管理に関する業務を円滑に行うため工事統括防火責任者及び工事の種別ごとに防火責任者をおくものとする。その組織は別紙のとおりである。 別紙-1

(災害発生時の任務分担)

第4条 火災等災害発生時の任務分担は、別紙のとおりとする。 別紙-2  
各任務担当者は、工事の進捗に合わせ、災害発生時の使用電話、避難経路等を常に把握しておかなければならない。 別紙-3 (避難経路)

(工事統括防火管理者の義務)

第5条 工事統括防火責任者は、防火管理についての一切の権限と責任を有し、次の業務を行う。

- (1) この消防計画の変更等についての検討
- (2) 工事従事者に対する防火教育及び監督
- (3) 火気使用設備器具、石油類、可燃性ガス及び電気設備等の点検実施監督
- (4) 伊万里・有田消防本部及び仮使用部分の関係者への連絡

消防署 消防3課 建築調査係 \_\_\_\_\_

防火管理者 \_\_\_\_\_

- (5) 火気取扱い規制、その他防火管理上必要な事項

(仮使用部分との連絡)

第6条 次の場合は、工事統括防火責任者は仮使用部分の防火管理者と連絡、協議するものとする。

- (1) この計画書及び仮使用部分の消防計画の内容の検討及び変更を行う場合
- (2) 防用設備等の試験のためベル、サイレン等を鳴動させる場合
- (3) 使用部分の消防用設備等の機能に支障を及ぼす恐れのある配管の弁の操作、管及び電線の接続工事、電源の遮断を行う工事
- (4) 仮使用部分を使用して工事用資材を搬入する場合

(作業終了時の点検、報告)

第7条 各防火責任者は、毎日作業終了時に火気使用設備等、電気設備、喫煙所等の火気の点検を行い工事統括責任者に報告しなければならない。

(仮使用部分と改修部分の区画)

第8条 仮使用部分と改修部分の間は、仮設の壁を設け区画する。

- (1) 区画する材料は、不燃材料を用いる。
- (2) 区画する壁の構造は、次のとおりとする。 別紙-4 (図面)
- (3) 工事の進捗状況をみて、仮設壁の変更を行う場合は防火管理者と連絡、協議する。

(敷地内通路の確保)

第9条 仮使用部分への敷地内通路、工事中の部分との間にアングル柵を設けることにより確保する。

(避難経路の確保)

第10条 工事用資材等は、仮使用部分の経路に置かない。

- (1) 資材は、荷崩れなどによる通路閉鎖などの障害がないように置く。
- (2) 仮使用部分を利用して資材等を搬入する場合は、防火管理者と打ち合わせして行う。

(危険物の取り扱い)

第11条 工事に使用するガソリン、軽油、油性塗料及びプロパンガス等は、容器への品名表示、転落落下の恐れのない措置等各々適切な方法で管理する。

(火気使用設備等)

第12条 溶接機、溶断機、グラインダー、トーチランプ等を使用する場合は、周囲の可燃物を除去又は不燃材料による遮蔽を設けて行う。

(喫煙)

第13条 喫煙に危険がなく管理に便利な場所を喫煙所と定め、「喫煙所」の表示をする。

- (1) 煙所以外での喫煙を禁止する。
- (2) 喫煙所には、灰皿と水バケツを備える。

(3) 喫煙所は、工事の進捗状況により変更する。

(消火器の設置)

第14条 次の場所に消火器を設置する。

(1) 第11条、第12条、第13条に規定する場所

(2) 各部分から歩行距離が20m以下となる場所の通路

(異常気象の巡視)

第15条 強風、地震及び大雨等の異常気象時には、工事中の建物の巡視を行い被害の未然防止にあたる。

(計画書の周知)

第16条 この計画は、各種工事の着手前に工事統括防火責任者から防火責任者を通じ、すべての工事従事者に周知するものとする。